

道路沿いの樹木をお持ちの皆様へ

樹木等の適切な維持管理のお願い



樹木の放置は大変危険です！

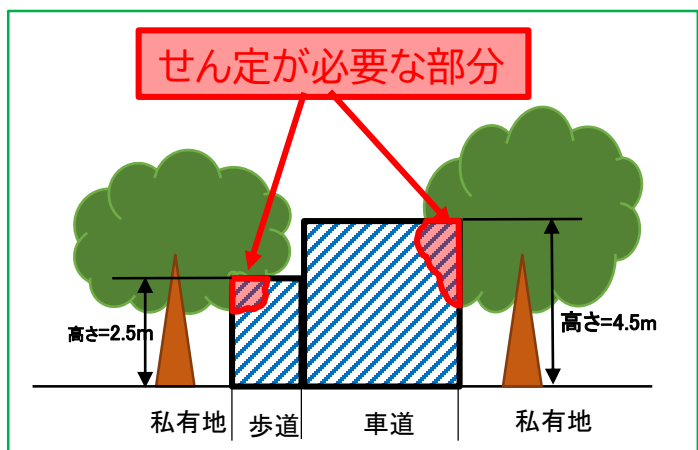
道路や歩道への倒木や竹、枝の張り出しが原因で事故が発生した場合、**樹木所有者が損害賠償請求される場合**があります。

また、道路管理者において樹木の枝払い、伐採等を緊急に行う場合がありますのでご理解をお願いします。その際、**発生した費用を請求する場合**があります。**適切な維持管理**をお願いします。

適切な維持管理とは？

- ・ 枯れ木や根腐れ、倒れかかっている樹木の伐採
- ・ 枝の張り出しにより、建築限界を侵している枝のせん定

道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、**車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲(建築限界)**に通行に障害となる物を置いてはならないと規定されています。



 = 枝などがあってはいけない範囲(=建築限界)

樹木伐採・せん定の際は以下の点にご注意ください。

- ・ 樹木伐木やせん定の際に電線が近くにある場合は**最寄りの電気及び通信事業者へ**ご相談ください。
- ・ 作業の際に道路を使用する際は、**道路の使用許可等が必要**となるため、各道路管理者へお問い合わせください。

福島県須賀川土木事務所 業務課 TEL:0248-75-3196
須賀川市道路河川課 維持係 TEL:0248-88-9148